

Title	幕末維新期の藩校教育と人材登用：鳥取藩を事例として
Sub Title	Education and selection in late stage Tokugawa Japan : a study of the Tottori Han
Author	磯田, 道史(Isoda, Michifumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.2/3 (2002. 6) ,p.1(137)- 40(176)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20020600-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20020600-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 幕末維新期の藩校教育と人材登用

——鳥取藩を事例として——

磯田道史

はじめに

一九世紀は、西洋の新しい軍事技術が全世界を席卷した時代である。軍の近代化・西洋化をすばやく実現させた社会だけが「国民国家」の形成にむかい、そのほかの社会は「植民地」として前者に分割されるという悲惨な時代である。このとき、西洋に生まれた新しい軍事システムは、史上かつてないほど強烈なものであり、地球上のいかなる社会もこれには対抗できず、全世界は、西洋を模倣して抵抗するか、あるいは、伝統を墨守して敗北するかの、二者択一をせまられた。幕末の日本社会も例外ではない。一八三九年にはアヘン戦争の風聞が伝わった。一八五三年にはアメリカ艦隊が江戸湾に来航して、西洋軍事力の絶対的優位をみせつけた。ここにいたって、

徐々にではあるが、武士たちは、攘夷の断行には西洋軍事技術の導入が不可避である、と認識するようになった。幕府・諸藩は自己変革を余儀なくされ、自らを「戦国の武者行列」から「西洋式の近代軍隊」に生まれ変わらせる、凄まじい軍制改革の過程に突入していった。<sup>(1)</sup>

軍制改革にあたって、日本の武士社会は、西洋から次の点を模倣する必要があったと考えられる。一九世紀の西洋軍事システムが強力であったのは、①兵器②編成③兵卒④将校の四つの面で大きな革新を成し遂げていたからである。具体的にいえば、①装条銃（ライフル）の装備、②全軍の銃隊化、③徴兵制での兵卒補充、④学校での将校養成、であった。西洋の覇権は、この四本柱でなりたつ軍事力のうえに築かれていた、といつてよい。この四つは別個の革新にみえて、実は相互に密接に関連し

ていた。一九世紀には①兵器面の発達が目覚しく、軍隊に装条銃が装備されて、火器の射程・命中率が劇的に向上した。その結果、槍や騎馬武者の突撃が無力になり、②部隊の編成面にも影響が及ぶことになった。騎馬は戦いの花形ではなくなり、「槍の消滅」がおきて、<sup>(2)</sup>全軍の銃隊化がすすんだ。銃隊化がすすむと、いかに多くの銃卒を迅速に会戦に集中できるかで、戦争の勝敗が決まるようになり、<sup>(3)</sup>③兵卒の補充制度の面に、大きな変化がおきた。徴兵制の採用である。徴兵制によって、軍隊が巨大化・大衆化し、兵器の器械化がすすむと、それを指揮する④将校の面にも改革がせまられた。複雑かつ巨大な近代軍隊の指揮には高度な専門知識が必要となり、将校の任用方法は「貴族の世襲」よりも「学校での養成」のほうが望ましくなったからである。

幕末の武士社会も、西洋列強に対抗するのであれば、①④の軍事技術・制度を導入し、右のような変化を経験しなければならなかった。①④のうち、①ライフルの装備と③徴兵制の採用は、難しい作業とはいえ、不可能ではなかった。ライフル銃は資金次第で開港先から輸入できたし、徴兵制は、それに近い徴募制を実施することができた。もともと、足軽などは領民の「奉公」で編

成していた藩が多かったからである。<sup>(4)</sup>しかし、問題なのは、②全軍の銃隊化と④学校での将校養成であった。この二つは武士社会の「身分」の根幹にかかわる事柄であり、とりわけ、④学校での将校養成は、門閥世襲制に基づく武士の社会秩序を全面否定するものであった。結局、江戸時代の武士社会が「西洋の近代軍隊」をめざすとき、最も困難な課題は「学校での人材育成と登用」であった。軍人や官僚を、身分や家柄ではなく、学校や試験によって選拔し、任用するシステムは、国家が近代化するにあたって、絶対に必要な要素である。日本社会において、このような近代的な人材登用のシステムは、如何にして成立してきたのであろうか。この問題を分析することは「江戸時代の世襲身分制は、どのようにして壊れたか」を考えることでもあり、極めて重要である。一見、意外にみえるが、日本では、一度、近代軍隊が成立すると、欧州諸国よりも徹底して「門閥世襲」が否定された。<sup>(5)</sup>上級武士は近代軍隊の主役にはならず、「選ばれた」下級武士の出身者が将校の地位に進出した歴史がある。貴族が将校の地位に居残りつづけたヨーロッパ社会とは大きな違いであり、なぜ、このような現象が起きたのかは、大きな疑問である。おそらく、この問題を解くには、幕

末にまでさかのぼって、近世武士社会の崩壊過程を分析する必要があるだろう。

本稿では、このような問題意識にもとづいて、幕末期の武家社会における「藩校教育と人材登用」の問題について考えてみたい。具体的には、幕末期の鳥取藩を分析の対象に選んで、西洋の脅威と国内の戦乱のなかで、近世的な世襲身分制度が次第に色あせ、滅びていく過程を考察したい。筆者は、学校による近代的な人材登用は、明治国家になってから突如として出現したものではなく、幕府や諸藩が近世後期に軍制改革をすすめるなかで、その素地がかなり出来上がっていたのではないかと考えている。しかし、学校を機軸とした近代的な人材登用制度が姿をあらわすまでには、武士社会の内部で激しい心理的葛藤と紆余曲折があったはずである。

その過程を、武士たち自身の言葉をもとにして、克明に描くことはできないだろうか。そのような考えから、本稿では、幕末鳥取藩の藩校教育と人材登用の問題を扱うことにした。この藩は開明的な雄藩でもなければ、極端な佐幕藩でもない。まったく中間的な藩である。しかし、幕末の藩主池田慶徳は水戸徳川家からの養子であり、徳川慶喜の実兄である。この藩主は、実父徳川齊昭の影

響と指導のもとに、水戸型の藩校教育と人材登用を鳥取藩でも断行しようとし、門閥家老らと激しく衝突した。これにより藩内に激論が巻き起こり、藩士達が意見書を書いた結果、史料が大量に残ることになり、それが今日まことに良質の研究素材となっている。<sup>6)</sup>この古文書を分析することによって、近世的な「門閥世襲」が終焉をむかえ、近代的な「人才挙用」の時代が到来するまでの過程をたどってみたい。

### 一 ペリー来航と門閥制度

鳥取藩では、ペリー来航を直接のきっかけとして、門閥世襲の動揺がはじまっている。ペリー来航にもなつて、当時、幕閣をになつていた阿部政権は、鳥取藩にも江戸湾防備と意見書の提出を求めた。この二つが鳥取藩の政治に大きな影響を及ぼし、これまで当然とされてきた門閥世襲への信仰を揺るがす直接の契機になっている。

#### ①ペリー来航以降

まず、江戸湾防備のほうからみていきたい。嘉永六(一八五三)年六月二日の夜、江戸鳥取藩邸は、突如、安眠をやぶられた。江戸城本丸御坊主から「異船渡来、万一、内海に乗り入らんも測りがたし」との内報がもた

らされたからである。折しも、一七歳の藩主慶徳とその側近は江戸におり、幕命によって出馬し、江戸湾に面した芝下屋敷の防備を固めた。鳥取藩としては、島原の乱以来、実に二三年ぶりに軍が動かされることになったのである。しかし、それは同時に、自藩軍事力が弱体化している現実をさらけ出すことにもなる。これ以後、若い藩主と側近たちは、自己の軍事力が致命的な欠陥を抱えていることを強く認識しはじめたのである。

まず、芝下屋敷の防備の様子からみていきたい。鳥取藩は戦国さながらの「軍勢」を出陣させている。「番頭」「物頭」とよばれる門閥世襲の重臣が軍勢を指揮するのであるが、藩主や側近たちにとっては、これこそが最大の懸念材料であった。出陣を前にして、わざわざ、次のような「条目」が申し付けられている。<sup>(8)</sup>

一、番頭は、一手を引総候事に候えども、物頭頭役どもと一和せしめ、騎士ならびに足軽どもの先に立ち、死生を危難の場所をも恐れしめざる事、肝要の事に候

一、物頭は、各其組の足軽を下知し、臨機応変の働は、汝ども料簡に任せ候事に候えども、同役は申すに及ばず、番頭ならびに頭役どもと能々しめし

合せ、一分の働専らに致すべからず

軍を動かすにあたって、鳥取藩の藩主ならびに側近たちには、ある危惧が存在していた。番頭・物頭に指揮する能力があるかという危惧である。家老や番頭は譜代の重臣として大禄をはじめ、いわば貴族化していた。果たして、銃丸飛び交う血戦場で、騎士・足軽の先頭に立ち、死生を共にするであろうか。また、鳥取藩は、これまで藩兵の「調練」を行なったことがなく、一軍としての一体性をもった行動がとれる自信がなかった。指揮にあたる番頭も物頭も相互に連携がとれておらず、ばらばらに自分の働きをなそうとして、指揮系統が機能しないのではないか。

事実、これらの不安は現実のものになった。十一月十四日、鳥取藩は、ペリー再来に備え、幕府から武州本牧の警衛を命じられた。<sup>(9)</sup>翌嘉永七年正月十八日から約一年間、一九三九人にも及ぶ大規模な軍勢を現地に展開させることになったが、まさにこのとき、鳥取藩は「軍隊」としての自己の限界を思い知らされることになった。なかでも、目立ったのは、軍としての一体性のなさ、そして、門閥重臣の指揮能力のなさであった。本牧警衛の実務をとりしきったのは、藩主側近の一人で裏判吟味役の

安達辰三郎（元締役・三〇〇石）である。その嫡子安達清風は、このときの様子をふりかえって、次のように述べている。

一昨年、本牧御警衛の節の如きも、将領不和にして、軍令齟齬多く、且、兵を屯し、備を置、形勢の地を撰まず、浜一面に兵を敷き、後詰・殿の備も御座無く、其上、器械も精ならず、間諜も精ならず、将士敢死・敵愾の心少なく、其、船備の如きに至り候ては、憫哭に絶へ申さず候間、万一、夷艦不順嚴重の令も出候はば、全軍覆没必然にて、則、神州の大辱を増し申すべしと寒心仕候

当時、安達清風は二〇歳。藩内きつての俊英であり、この年、昌平坂学問所に入學している。その彼の目についた藩軍の様子はまさに「憫哭に絶へ申さず」というものであり、もし、ペリー艦隊と交戦していれば「全軍覆没必然」であったと言いつつ切っている。なぜ、鳥取藩は戦えない軍隊なのか。彼は、まず、「将領不和」「軍令齟齬」という指揮系統の問題をあげているが、最大の問題は、まったく軍事知識のない門閥家柄の者が全体の指揮をとっていることであった。本牧の陣屋にきて、安達が目撃したのは、まるで敵の艦砲射撃の的にしてくれと言

わぬばかりに、浜一面に藩兵を敷いている門閥重臣の衝撃的な姿であった。そのうえ、兵器も諜報も整っておらず、船備もなかった。実際のところ、将たる門閥重臣も、士たる一般の藩士も、ペリー艦隊への「敵愾の心」は少なく、ただ先祖伝来の軍旗を砂浜一面に立て、古色蒼然とした「軍役」をひたすら形式的に勤めているのみであった。

こうなってくると、さすがに「番頭」の指揮に対する信頼が揺らいでくる。諸方探索方として藩主の隠密を勤めた吉田隼馬（銃頭・二五〇石・吉田佐大夫父）は、次のように述べる。<sup>(1)</sup>

御番頭の面々、当時の姿にては、万一の節、必、御用に立申まじく、銃頭・組士の指揮、覚束無く存じ奉り候

番頭は、万一のとき、絶対に役に立たない、指揮もおぼつかない、と断言している。ペリー来航↓江戸湾防備↓藩軍事力の発動という流れのなかで、これまで漠然と認識されていた「番頭」の指揮能力への不安は現実のものとなり、門閥世襲制によって藩軍を統御するシステムへの信頼が失われたのである。

実は、ほかならぬ藩主自身が、この本牧警衛以後、自

藩の軍事システムに失望し、改革への焦燥感をつのらせている。このときの藩主の様子について、津田伝兵衛(学館学頭・二〇〇石)は、次のように記している。<sup>(12)</sup>

今般、本牧の役、今春の如き姿にては相成申さず、と思召され、御絞り合の義、微臣(津田伝兵衛)へ仰付られ、恐ながら御苦労に思召候

一八歳になつたばかりの若い藩主は「本牧の役、今春の如き姿にては相成申さず」といい、藩校の学頭津田伝兵衛に、藩軍の改革案を提出させた。津田は藩軍の実態を、藩主に赤裸々に報告している。<sup>(13)</sup>

今の如きは、御家老は御家老で常の貴あり、番頭は番頭で常の重ありて、中々諸士に先だつたこと  
 は是なき風にて、彼の調練の如きも、親兵既に槍を執て敵を衝くに至ると雖ども、士大将は猶、床几にかかりて見物す、と云形なり、番頭の如きは、金の鳴るまで、組士と共に衝進むべきことなるに、四五七歩、出進めば、即ち、あと回りにして金の鳴る待、と云姿なり、物頭の足軽を使も、大概、小頭まかせなり

太平の世がつづき、家老や番頭には一種の「貴族化」現象がみられた。彼らは先頭に立って戦わないのではな

いかという不安を、藩主とその側近たちは抱いていたが、これはまさに的中した。本牧警衛の反省から、鳥取藩は「調練」を実施するようになったが、家老や番頭は、この調練においても信じられない行動をとった。彼らは、床几に座つて、後ろから「戦さ」を見物するのが貴人の振る舞いであると信じており、まったく動こうとしなかつたのである。足軽の如く、先頭に立って進めば、自己の格式をそこなうと思ひ込み、「四五七歩、出て進めば、即ち、あと回りにして金の鳴るのを待つ」という有様であつた。調練でさえこれである。実際の戦闘で「家老・番頭・物頭」の指揮システムが全く機能しないことは明らかであつた。太平の世が続くなか、門閥重臣の軍事行動は儀礼化・形式化が進んでおり、主君から預けられた「侍組」を指揮運用して、現実の戦争で活躍する意欲も乏しくなつていた。堀庄次郎(儒者・四〇俵五人扶持)は次のように述べている。<sup>(14)</sup>

御家老・御番頭え何十人と御預成置かれ候は、万一の節も、其手其手を御召寄に相成候へば、何時にても一手切御用に相立申すべきためと存奉り候、然る処、太平久しく打続候に付ては、自然と尊卑の間、遠く相成り、其組下のものにては、如何成心懸これ

有り候もの哉、何芸に長じ候哉、其面貌さへしかと存申さず、互に路人の如く思ひなし、事あらば此人の下にて働くべく、此人を率いて功を成べくと申様、相頼の心入御座無き故、此にては御役に立候処、甚無覚束恐入奉り候

家老・番頭に指揮をゆだねた侍組は藩軍事力の基本であり、「何時にても一手切」で使える戦闘単位であった。しかし、太平の世が久しく続いたため、家老・番頭層と平士層とは「尊卑の間」が隔絶していた。互いに「面貌」さえ知らず、路上の「他人の如く思ひなし」ているという。これでは指揮も何もあつたものではなく、藩軍事力は全く機能的ではなくなつていて、現実に戦争が起きても、「御役に立」つ見込みはなくなつていた。

このような家老・番頭の姿は、一見、愚かしくみえるが、当時の社会的枠組みのなかでは、彼らの行動は実に理にかなつていた。門閥重臣は厳しい世襲身分制の世界に生きており、家禄・家格の世襲によつて、指揮官の地位を得ていた。この場合、「貴」の人、「重」の人として振る舞ふことこそが、自分の地位を保障するのであつて、実力で平士と手柄を争うなどは最も危険な行為であつた。もし、足軽と一緒になつて「軽々しく」振る舞えば、た

ちまち後ろ指をさされ、悔りをうけるのは、必定であつた。そもそも、門閥重臣は戦場で活躍する必要などない。先祖代々の旧例を守り、貴人らしく振る舞つて、今の地位を危うくしないように行動することが、何よりも重要であつた。そのため、彼らの行動は、機能主義が最大限に求められる軍事分野においても、極めて形式化・儀礼化したものになる。門閥世襲制が続くかぎり、その行動は正しく、また合理的なはずであつた。

## ②門閥世襲批判

このような藩軍のあり方を否定しようとすれば、門閥世襲制という藩士社会の枠組み自体を変更しなければならぬ。事実、そのような動きがでてきた。おりしも、幕府（阿部政権）は、諸大名らに命じて、ペリー来航の善後策を意見書で提出させた。これにならつて、鳥取藩でも藩士に命じて、藩主への海防意見書を提出させる「言路洞開」が行なわれた。ところが、この洞開された「言路」を通つて、まず噴出してきたのは、海防意見ではなく、門閥世襲制への不満であつた。例えば、安達清風は、前述のように本牧警衛において、家老・番頭の軍事的無能ぶりを目撃したが、これをきっかけに、門閥世襲制の打破を心に誓い、人材登用の断行を、藩主に直訴



している。安達は「言路御開き遊ばされ候上は：敢言抗直の士を御拔擢遊ばされ」るべき、と考へ、遊学中の藤田東湖のもとを抜け出し、「七議」と称する建白書を藩主<sup>(15)</sup>に提出した。

御家老・御番頭は、内、綱紀を維持し、外、万里を折衝し、君上を輔け奉りて、闔藩の師表と相成候職にて、其人を得ると得ざるとは、実に安危存亡に關繫する処に御座候間、文武の全才に、これ無く候ては、綱紀を維持するにも、悔りを禦ぐにも、足り申さず候、然る処、御家にては、世官にて御人撰御座無く、御家老は子孫百世御家老、御番頭は子孫百世御番頭にて、乳臭の少年・不学無識の人にて、其職に仰付られ候間、皆々自分の固有当然と心得、多くは文武相勵候事も御座無く、御役義大切に御奉公仕候門も御座無く、尸位素餐（＝禄盗人）の極に御座候、其上、御政事を執行ふは御家老ばかりにて、大寄合・組頭・番頭の諸大臣の内には、たとひ人才御座候ても、御政事職に御用ひ遊され候事御座無く候（中略）世官之弊、御改革御座無く候ては、尊慮の儘には行届かせられず、と存奉り候、何卒、天朝幕府より二州（＝因幡伯耆）御付託の重きと、宗廟

社稷の重きとを御願遊され候て、赫然、世官の弊を革去したまひ、奮然、御精求遊され候て、有為の士は下位よりも御挙用遊され、智略これ有る者は貧賤にても御拔擢遊され、非常の礼・不次の席を以、御待遊され候はば、古の子産・管仲の徒こそは得難くとも、当世は、経学する程の人才は、多くの御家中の内は随分御座有るべく、と存じ奉り候

安達清風の思想は、徳川齊昭の「言路洞開」「人才挙用」を称えた藤田東湖の著作『常陸帯』<sup>(16)</sup>の影響を強くうけている。一言でいえば、世襲制の原理（アリストクラシー）による藩政を廃止して、能力主義による人材登用（メリトクラシー）を実現せよ、というものであった。安達は、鳥取池田家の家風を歎いている。「御家は世官（門閥世襲）であつて人撰（人材登用）がない」というのである。事実、鳥取池田家の家老職は「着座十家」の世襲であつた。鳥取藩では「御家老は子孫百世御家老、御番頭は子孫百世御番頭」であり、その家に生まれれば、母乳の臭いが漂う少年であつても、無智無能の愚か者であつても、家老・番頭に任命された。それを安達は激しく批判する。「神州」は洋夷に脅かされており、もはや、このような世襲制度では対応できない、というのである。

それでは、どうすればよいのか。安達の答えは明確である。「世官」をやめて「人撰」をすればよい、という。天朝・幕府から託された国の重さと池田家の社稷の重さを考えれば、「赫然、世官の弊を革去」し、「有為の士は下位よりも御挙用遊ばされ、智略これ有る者は貧賤にても御拔擢」しなければならぬ、というのが安達の意見であった。つまり、「多くの御家中の内」には「経学する程の人才」が随分いるはずであり、彼らを「人撰」して、藩の重職にまで任命せよ、というのであった。ペリー来航という国家的危機に直面して、国家や社稷といった「公的」論理を持ち出し、門閥家臣の「私的」世襲を否定しはじめるのである。たしかに、その延長線上には、自らの登用と政治参加のねらいもあったが、安達が何より理想とし希求していたのは、「富国強兵」という目標に向かって、「諸有司」が目的合理的に動く、機能主義的な国家像であった。安達は、まず、着座十家の独占から「大臣」の職を解き放ち、一代限りの有能な執政を任命し、「諸有司」を次々に登用して、富国強兵を実現する計画を脳裏に描いていた。安達は「富国強兵」の具体策を次のように述べている。<sup>(17)</sup>

去り乍ら、大臣（Ⅱ家老）の儀は容易に御動揺も遊

され難く御座候間、其職を解かしめて、別に御処置の遊され方も御座有るべく、苟（いや）しくも、具胆の職生に其人を得て、紀綱さへ相立候えば、具下の諸有司はおのずから其人を得申すべく候間、人才、朝に満ちて兵強ならず国とまずと申は、和漢古今いまだ承及申さず候

富国強兵の策は、司法・行政・軍事などの専門知識をもった「人才」を多くそろえて、実務官僚たる「有司」として国政に参与させることにつきるが、実は、この「有司」の登場を最もはばんでいたのが、世襲家老の門閥支配であった。安達は、トップの家老の世襲制を廃止して、人材登用の「紀綱」さえ立ててしまえば、「具下の諸有司はおのずから其人を得」ることができ、「人才、朝に満ちて」富国強兵が実現できる、と考えていた。安達の世襲廃止論は、つまるところ、富国強兵のための「有司」拔擢論なのであった。

安達清風が慨嘆しているように、鳥取藩では、世襲の「格・禄」を基準にして、実に狭い範囲から「役職」が任命されていた。幕府の如き、足高制が採用されておらず、人材の登用制度に欠陥があった。格が高く、禄の高い者しか、重職には就任できない仕組みであり、格Ⅱ禄

Ⅱ職が三位一体になった構造が厳格に守られていた。土肥実要(侍臣・禄高未詳)は、この点を鋭く指摘している。「執政の臣に器量の者これ無く」というように、土肥は鳥取藩の家老が無能であると言っている。その原因は明らかであった。「都(すべ)て、御役人御採用に相成候に、禄の高下に拘り御撰み遊され候に付き」というように、人を選択する範囲が「甚だ狭く」、有能な役人が集められていなかったのである。そこで土肥は「これは何卒、御役高にて御使ひに相成候えば、禄の多少にも寄らず御撰びに相成候」と、足高制の採用を提案する。そうすれば「人才も、すたれ申さざる様、相成」って、人材が無駄なく登用できるというのである。

### ③ 人才挙用論

このように、ペリー来航以後、鳥取藩では「役職の配分原理」についての考え方に変化がみられた。世襲の禄高が大きく格式が高いという理由だけで、藩の重職が選ばれるのは間違っている、との声があがり、能力業績主義による「人才選抜論」が急速に台頭してきた。すなわち「順番、或は、平生の官禄によって大任に居らしむべからず<sup>(19)</sup>」、との思想が登場するのである。いわゆる世襲の「格禄」をもとに、藩の重役を選任する制度は、どこ

の藩でも行われてきた。創業の功臣の子孫には、大きな禄高と高い格式が世襲されて然るべきである。このような世襲門閥の重臣が藩の重役に就くのは当然であり、また、そうしなければ藩政の安定はない、という思想があったからである。

しかし、安政(文久期)になると、世襲の格式・禄高にとらわれない人材登用を藩主に「建白」する動きが活発化した。例えば、溪百介(軍用役人・三〇俵五人扶持)が書いた「上書」をみてみよう。溪は儒者から軍用役人・兵書懸を命じられて、和漢西洋の兵書を研究していた。鳥取藩軍制改革の智恵袋とってよい。しかし、彼は三〇俵五人扶持の「貧窮の身」であり、「当時は金次第で、いか様の書も手に入」っていたが、「西洋の書は僅に写取申す」ほかなかった。そればかりか、軍制改革担当者になったことで「旧冬より只今迄、式拾余両、新借仕<sup>(20)</sup>」り、たちまち年収の一・二倍にも及ぶ借金が出来てしまった。藩の為に働いて、何故、このような羽目になるのか。溪にしてみれば、まったく不満であり、藩の人事制度に矛盾を感じずにはいられなかった。

溪は藩首脳への苛立ちを爆発させ、「重役の者、悉、聡明・叡智にも御座有まじく<sup>(21)</sup>」と言い切って、彼もまた

人材登用を藩主に直訴している。溪の人材登用論は大胆である。「匹夫土民」から藩の執政を挙用することも否定していない。執政の選抜方法について、次のように述べている。<sup>(22)</sup>

右人物御撰の儀は下地（＝下地番頭）も申上奉り候様、匹夫土民より俄に御取挙に相成、古之例の如く遊され候ては、御家中服し申間敷に付、先は十家（＝着座）の内にて御撰遊され、十家に御座無く候はば、御番頭の内、御番頭に御座無く候はば、御物頭寄合等の内、夫にも御座無く候はば、平士・御徒以下、段々と末々迄御撰遊され、若、末々より御取挙に御座候はば、一ヶ月に一格程宛御進遊され候はば、半年ばかりの間には高位にも登り、何程、高位に昇進仕候ても、其次第相立い申故、何れとて彼是論じ申ものは御座有間敷哉、と存じ奉り候（中略）  
広き御両国の儀に付、熊沢次郎八（＝蕃山）・堀源（平力）太左衛門の如きものは御座有る間敷とも申し難く、たとひ、其等の者御座無くとも、其才御両国第一にさへ御座候はば、御取挙に相成候て、急度御用に相立べき哉、と存じ奉り候

実は、溪は、有能ならば「匹夫土民」でも藩政の最高

責任者に挙用すべき、という急進的思想をもっていた。

ただ、それでは「御家中服し申すまじく」として妥協案を示している。溪は「着座・番頭・物頭寄合・平士・徒以下・末々」の六階層があるとし、上層から順々に有能な人物を探していく方法を提案した。まず、着座十家（家老）のうちで人選し、適任がいなければ下層に人選範囲をひろげる。一見、門閥優先で保守的にみえるが、そうではない。溪は、「匹夫土民」であっても、一月に一格ずつ昇進させれば、半年後には家老格にまで登用できる、と言っている。溪は、「其才、御両国第一にさへ御座候はば、御取挙に相成」るべきである、という身分制を根底からくつがえす思想をもっていた。強烈な危機感から、藩主側近の軍制改革担当者は、ついに、この認識にまで到達していたのである。溪が考えていたのは、まさに門閥世襲主義の否定であり、君主の絶対権力を背景にして、身分にかかわらず役人を選抜し、国家の権を委ねて富国強兵をめざす考えであった。まさに、絶対主義官僚制に通じる思想である。

このころになると鳥取藩では、もはや大手をふるって世襲制の否定論が叫ばれるようになっており、藩主の「言路洞開」政策によって、ますますこの言説は盛んに

なっていた。外国侵略が想定される危機感のなかで、藩主とその側近は、「門閥世襲」から「人才挙用」へと、強く傾いていったのである。

堀庄次郎などは「門閥世襲」から「人才挙用」への流れは、もはや「公論」であると言い切っている。堀庄次郎は「公論に就て申上候へば、是非に及申さず候、古より、士、世禄と申事はこれ有り候へ共、世職と申事は御座無く候<sup>(23)</sup>」と述べる。昔から武士には、俸禄を世襲する「世禄」はあつても、職を世襲する「世職」ということはないというのである。なぜ、職の世襲は否定すべきなのか。堀は次のように説明する。「何故と尋候に、父其職に長じたりとも、其子必しも長ぜず、長短の儀は父子の間といへども、如何とも致方無い」からである。だから、その職に最適の人材を得ようとすれば、「人を択<sup>(24)</sup>ら、その職に最適の人材を得ようとすれば、人を択<sup>(24)</sup>ら（えら）んで御使ひ候に越し」たことはないとする。これまで、鳥取藩は、先祖の由緒・旧格先例などを至上の価値としており、その「価値原理」でもって、役職を配分してきた。しかし、西洋列強の脅威をまえにして、これらの価値は昔の輝きを失い、色あせてきていた。

安政期の鳥取藩では、世襲制原理への信頼が揺らぎ、能力業績主義（メリトクラシー）の勃興がみられること

は先に述べたが、もうひとつ、互選制によって、役職を配分しようという意見もみられたことを付言しておきたい。堀庄次郎は「世の公論」によって、藩の役職を配分することを藩主に提案している<sup>(25)</sup>。

一、御役替の節、御人選の儀、依怙に流れ候ては大切の御役場、其人を得申さず候故、何卒、世の公論を以て御挙用仰付られ度儀に存じ奉り候、世の公論は入札を以て人々銘々の能知る所のものを書付、挙げ候ものと自分の姓名とを記し候様仰付、猶、其上何れに落着仕候所は、君・太夫・御用人・御横目の議論落着候所にて、御取極に相成候へば、自然奔競の風止申すべき哉存じ奉り候

驚くべきことに、記名投票によって藩人事を決めるべきだ、という意見である。鳥取藩では、着座十家から出た世襲家老達が合議で重要人事を決定していた。堀は、家臣が世襲家老に阿諛追従して、獯官を働かかける悪風を改めようとし、記名投票による「役人」人事を提案した。その方法は、まず、藩士の「入札」によって候補者が推薦され、そこから「君・太夫・御用人・御横目の議論」が行なわれて、選任がなされるといふものであった。「公論」なる政治理念による人事決定、ついには、藩士

一般の記名投票による人材推挙が叫ばれるようになったのである。しかし、この互選制による役職配分は、さすがに実現されていない。

しかし、世襲以外の原理で候補者が推薦されるという堀のこの提案は、別の形をとって実現することになった。それは「学校推薦」という制度であった。藩校が有能な「人才」を育成して、藩庁に推薦し、役人はそこから選ばれるという制度である。本牧警衛の失敗によって、「強兵」の面から、有能な人材が求められていたが、実は、もつと深刻に人材が求められていたのは「富国」の面であった。鳥取藩の藩財政は破綻寸前であり、勘定所・裏判・銀札場の「三役場」に能吏が得られなければ、藩は一日も立ち行かなくなりつつあった。しかし、勘定所役人は、今でも「元メ役」が縁故や情実で推薦しており、四五十年前までは、元メ役が替わると、諸役人が惣入替えになる有様であった。白井重之進（側用人・三〇〇石）は、これを「学校推薦」に改めるように提言している。<sup>(26)</sup>

三役場、御勘定所・裏判・御銀札場、皆、元メ役の撰にて申上候、四五十年已前は、元メ役の出這（はい）りにて、諸役人ども惣替りに相成、聞（きき）

しは、間柄の者、或は、入魂の者罷出候事にて、不怪・悪風俗もこれある趣に承り候（中略）御普請・蠟座はじめ、右の役場は勿論、惣て新命の分は、皆学校の撰と相成、其上御櫓の御評決と相成し申たく存じ奉り候

新たに任命する役人は学校で選抜を行い、それを家老合議「御櫓」に評決させる方法で任命するべきだという。学校選抜で勘定所や国産方に能吏を得る、との意見である。財政危機により、はからずも藩の人事制度は「近代官僚制」の方向に近づきつつあった。「番方」人事は指揮権がかかわる軍事職であり、世襲の身分秩序の根幹であって、変更が難しい。しかし、勘定所役人など「役方」の人事には能力主義の導入が比較的容易であった。ゆえに、まず勘定所の小役人を手始めに、「近代官僚制的」な人事が検討されたといつてよい。このころから、「藩校」というものが、役職配分や人材登用のうえで極めて重要な役割を果たしはじめ、藩校と勘定所そして藩主の側近職が、鳥取藩改革派の牙城になっていくのである。

## 二 諸士皆学制の施行

このように「藩校を中心にした人材登用制度」が検討されはじめるのであるが、それを論じる前に、鳥取藩の藩校教育について述べておきたい。実は、鳥取藩には、ペリー来航の前年まで、本格的な藩校教育は存在しなかつた。嘉永末年の対外危機のなかで、はじめて藩校の拡張がなされ、新しい藩校教育が構築されたのである。注目すべきことに、この新しい藩校教育は、藩士全員に「出席強制」を課す思想でつらぬかれていた。というのも、当時の鳥取藩士の「文武」では、とても事態に対応できるものではなく、藩主とその側近たちは焦っていた。そこで、水戸藩の弘道館教育のような制度を実現して、藩士全員を強制的に出校させて鍛え直すことを考えたのである。

### ① 鳥取藩の藩校教育

嘉永期の鳥取藩士の教育について、正墻薫（儒者・五人扶持）は、藩主に次のように報告している。まず武芸であるが、「諸士の風、武芸いづれも仕候へども、それすら三十余迄つとめ候ものは稀」というように、青年期までは一通り武芸に励むが、三十歳以降まで続けるもの

は稀であつた。また、学問についても、「惣体、御家中いづれも幼少より素読だけは仕候へども、実に素読だけにて、成人仕候へば、一向の文盲人と相成、人才生じ候様御座なく」というように、幼少期の素読教育だけは徹底していたが、成人すると学習しなくなつて、漢文の読み書き能力が衰え「一向の文盲人」に成り果てていたのである。

藩主が「言路」を開き「人才」を登用して藩政一新をはかろうすれば、当然ながら、改革を担う人材の厚みが必要になる。自由自在に漢文を操り、兵学・法制度に通暁した人材が必要であつたが、そのような実務に堪える人材は生じにくい現状があつた。正墻薫のような改革派には、それが我慢ならなかつたのである。ところが、一般の藩士は全く呑気であつた。『（学問が）家業の義に、これ無き故、学文致さずとも宜しき』と心得<sup>(27)</sup>ていて、武士の学問は素読で十分であると考えるのが「一統の風義」になつていたので「文盲人多く、義理に闇（くら）き事」になつていた。<sup>(28)</sup>武士に必要な教養水準をめぐつて、藩政改革派の考えと、藩士一般の考えには、大きな認識のへだたりがあつたのである。

そこで、ある種の「強制」によつて、藩士一般を教育

していこうとする考えが登場した。それまで、鳥取藩には、藩士全員を藩校に入学させて、強制的に教育を施すという思想はなかった。藩校への出席は、あくまで「勝手次第」であり、任意であった。一応、宝暦七（一七五七）年正月、鳥取藩は「学問屋敷（＝学館・尚徳館）」を建設しているが、そのときの学制は、

御家中士列以上、嫡子・庶子共に拾三歳より勝手次第出らるべく候<sup>(29)</sup>

というものであった。藩校教育の対象は士列以上に限られており、しかも出席は強制されておらず、文字通り「勝手次第」であった。また、徒士や足輕には宝暦十二年に制度が改正されるまで入学を禁止したから、実際のところ、藩士のうちで藩校教育に出席する人数は限られていた。藩士の教育は家庭教育・個人修業が中心になっていたのである。特に、藩政を担うような家老・番頭・物頭は、家の体面を重んじて、藩校で一般の藩士と机をならべて学ぶことはなかった。

しかし、このような家庭教育は形ばかりのものであり、とても教育効率が低いとはいえなかった。例えば、荒賀俊（大砲懸砲手・四五俵六人扶持）は、上級武士の自堕落な暮し<sup>(30)</sup>ぶりに憤りを隠さない。

彼の大族旧家の人の如きは、其初て産するや、深宮

に生長し、賢人善者側に居ること希也、唯ダ、老

女・傳女・付女・乳母、夜側に居り、唯、命是れ聞

き（中略）善事を一つ教えることはさて置き、逸角、

しからぬ様に致し（中略）漸く十歳にも及べば、手

習・学問をするなどと、表向きは結構に見ゆれども、

実は心に染み申さず、鷹獵・魚網を己が役の様と思

ひ専ら好み、又、十五六歳にも相成り候えば、色欲

に心移り、召使の女中を是も彼も己れが意に従はせ

（中略）文武一道は、体だに痛いめ、心に苦勞を致

し申ずしては出来き申さざる故に、是は成るべくに

知りさへすればよしと云い、永の日に、しごとが無

きに依り、彼婦人を相手にして年を寄せ、其内には

父君も卒去すれば、己が気儘に相成候

荒賀がいうように、上級武士（大族旧家）は、お付き

の女性達が腫れ物に触るように育てるので、家庭教育と

いっても名ばかりであり、多くの場合、学問や武芸が身

につくものではなかった。そこで、このような門閥譜代

の重臣に藩政を委ねるのは誤りだという議論がでてくる。

荒賀は次のように言葉を続ける<sup>(31)</sup>。

上みから世祿世卿と名を付、国の大事の政事を任せ



候とも、彼の幼少よりの仕込みが善からざるに、出付た蛇は彼岸ごとに出て、善事は一つもこれ無く、其の上へ、人情・世帯を知らぬ馬鹿者故、己れが我儘勝手の政事を致し、欲に心を掛け、人は逸も角モ、私ばかり息災延命と云ふ様な事ばかり故、国の為には相成申さず

自藩の家老らを、酒と女に溺れた「馬鹿者」呼ばわりして憚らない激しさには驚かされる。女中や家来などを相手に甘やかされて育った人間に、国政を執らせても、有害なばかりで益はない、という主張である。

このような門閥批判の例は枚挙にいとまがなく、西原小三郎(郡奉行・二〇〇石)も「武士たる者も、官禄重き者程、所謂、深宮に生れ、婦人の手に長じ、身体柔弱の者も少なからず」というように、官職・禄高が重いほど軟弱な者が多いと藩主に訴えている。「将校」とよばれる物頭以上についても、同じような批判がなされている。津田伝兵衛は、本牧警衛における門閥重臣の采配ぶりを目撃して憤った一人であるが、身分が高い家臣ほど、無能になる理由を、藩主に懇々と説明している。<sup>(33)</sup>

今の将校の如き、生まれながらに高位大禄を得、襦袢(むつきいおしめ)の内より絹綾に身を纏い、譬

(しり)暖かに育ちければ、(中略)武芸を習うが如きも、歩士・若党を相手となし、或は館入(使用人)など云ものを相手となす故、相手も憚(はばか)つて強くは刺撃せず、(中略)能く出来たの見事なものと誉めそやす故、自ら自負の心もおこり、武芸は毎も此の如きものと自得して、遂に奮ひ励まず、漸く、娯楽の為に時々局乗の馬芸をなし、其他は囲碁・茶の湯・連歌・生花の遊に日を送り、甚だしくは密に妓楽(芸者)を迎て長夜の宴をなすも是なきにあらざ、是故に、高位大禄ほど皮肉もふやけ、体顔柔弱ならんかと思われ候

津田も荒賀と同様に、このような育ち方をした人間は、指揮官(隊長)としての任に堪えるものではないと主張する。<sup>(34)</sup>

組頭、或は世々某の席など申候もの、皆是、先祖の余慶を以て高禄を辱ふし、土一隊の長・足軽一隊の長に任じ候といへども、去夏、辺警以来は格別、数年以前に至るまで、大抵、優遊放墮にして、武道研究仕候人物御座なく、間々、馬術など堪能のもの、これ有るべく候えども、隊長の任に堪え候とも申難く

具体的に、無能ぶりを指摘されたのは「三、四百石位より上の者」、つまり、家格でいえば、物頭以上の者たちであった。ペリーが来航して実際に軍事行動が必要になると、中・下級の士分たちは、物頭以上の上級武士を「親からの仕込が宜しからず：幼少より難義を知らぬ、阿呆そだち」といって馬鹿にした。指揮官としての無能ぶりを藩主に訴え、能力主義人事を要求するようになってきたのである。阿部政権下で社会的風潮となった「言路洞開」が、その直訴を容易にした。ここに至って、鳥取藩では、家老番頭など上級武士への「出席強制」を含めた藩校教育を考えはじめたのである。

## ②藩校への出席強制

嘉永五（一八五二）年二月、藩主慶徳は相続後始めて鳥取城に入った。実は、初入国をまえに、慶徳は実父の徳川齊昭と綿密に連絡をとっており、まず初仕事として、鳥取藩の藩校「学館」を水戸弘道館のように拡張することが決定されていた。新藩主のこの学校政策に鳥取藩の門閥重臣は冷たい視線をむけており、不穏な空気が漂いはじめた。慶徳は実父齊昭への手紙のなかで「因州家柄之者などは、段々、六ヶ敷（むつかし）き事、申立候<sup>36</sup>」と、愚痴をこぼしている。しかし、改革には家老の

協力が不可欠であった。慶徳は荒尾但馬・池田式部の家老二人を自分の居間に呼び、説得をはじめた。「学館」を拡張して教育を充実し、軍事改革を断行する必要性を説き、荒尾を「軍用御用懸」に、池田を「学館御用懸」に命じた。荒尾と池田は表向き「御用懸」を受諾したが、やはり協力的とは言えなかった。

そこで、慶徳は率先垂範を決断し、「四日・九日・十三日・十九日・二十四日・二十九日」の毎月六回、藩校に自ら出席すると宣言した。そして、藩士全員に学校への出席を督促し、次第に強制していったのである。嘉永五年四月三日、慶徳はまったく藩校に出席しようとしないう「寄合以上」の上級武士に業を煮やして、次のような命令を発した<sup>37</sup>。

先年、学館御建なされ候砌は、寄合以上の面々も罷出候事に、これ有り候えども、中頃に至り、相出でざる趣に候、右は嫡子・庶子共に罷出、文学出精緻すべき旨、仰出だされ候、尤、日合等の儀は諸事学館奉行承合申すべき事

鳥取藩の「学館」は宝暦七年の開設時から、任意出席であったため、次第に上級藩士は出席しなくなり、一部の平士だけが通う学校になっていた。慶徳は学館に出席

しようとしなない上級武士に警告を發したのである。さらに、慶徳は上層だけでなく下層家臣にも、藩校教育を強制しようとした。同月二十七日には、「取次替（徒士）より苗字付（足軽）の者に至る迄、学館へ罷出、講釈聴聞致し候様」に申し付けている。その結果、徒士や足軽は、こぞって藩校に出席しはじめた。嘉永六年五月には、次のような状況になっている。<sup>(38)</sup>

取次替より苗字付迄、学館に於いて文学修行致すべき旨、先達て仰せられ、日々、昼飯後罷出、修行致し居候処、追々、諸生多人数に相成、差驍（さしあつまり）候儀もこれ有り

徒士や苗字付足軽は「出席強制」に抵抗せず、むしろ有り難がって、藩校に殺到したのである。ところが、上層藩士の反応は全く逆であった。六月十八日には、嫡子庶子だけでなく、当主（当職）も出席するのは「勿論の事」<sup>(39)</sup>であるとしたが反応は鈍く、慶徳は、その後も繰り返し「出席強制令」を發している。

嘉永六（一八五三）年正月二十日、ついに、藩校の拡張工事がおわり開校のはこびとなった。そのとき、学校の入口には、次のような「掟」が掲示され、①家老から苗字付足軽までの出席を強制するものであること、②学

校内では身分よりも年次を優先すること、が表明された。<sup>(40)</sup>

#### 掟

家老始め家中の面々嫡子・庶子共、文学稽古致すべし。学校之礼は、齡を尊ひ讓を本とす。年長を重んじ、位次の上下を争そわす、起居進退に至る迄、不遜の振廻なく、惣て慎を忘る間敷もの也。

武家社会では、長幼の序よりも身分の上下が優先される。突如として、これを改めるのは無謀といつてよい。年少ならば、家老であっても下座に座らせるとしたのである。さすがに徒士以下は別教室にしたが、士分以上は家老も平士も一列の扱いであり、同じ教室で同じ授業をうけさせることにした。これは藩校改革を推進してきた堀庄次郎らの急進派の考えによるものであった。学館では、身分によらない年齢主義・能力主義が理想とされ、門閥重臣たちは、その学校への出席を強制されはじめたのである。当然、彼らは激しい抵抗をはじめた。門閥重臣たちは、さらに学校への出席を拒むようになり、一致団結して登校を拒否した。

そのため、士分以上の教場の出席率は、徒士・足軽の教場のにぎわいとは裏腹に、惨憺たる状況になった。嘉永七年七月、学館講釈の正牆薰は惨状にたまりかね、藩

主に次のように訴えている。<sup>(41)</sup>

「学校は礼讓を重じ、位次の上下に拘らず、年長を尊(たつとび)候様」と御掟の通に御座候へば、勿論、御家中一統罷出、修業仕るべく候処、其義御座無く(中略)経義聴聞の節も、御家老・御番頭以下打混じ出席仕候へば、はや彼是と位次を論じ、何かと申立、次第に出勤人数少なく相成り

学館の理想主義は、開校するやいなや、崩れ去ってしまった。その原因は家老・番頭をはじめ藩士達の態度にあった。講義に家老や番頭が混じると、すぐに格式を論じて席順に文句をつけはじめ、そのうち出席者が少なくなり、教場に閑古鳥が鳴いたのである。

学館学正の堀庄次郎も、学館の平等理念が骨抜きになつていと嘆いている。<sup>(42)</sup>

一、学館御趣向相立候に付ては、上は大夫・執政(家老)より、下は苗字付迄、一統罷出、老長の面々は日に数度の御講書拝聴仕り、幼壮のものは日々修業仕候様相成申候処、御番頭以下重格の面々、当職・嫡子などは折々罷出候へ共、次男・三男等は、とんと罷出申さず、たとへ其当職罷出候ものにて、兎角、格禄家柄などを心に挟しは

さみ、座席の順逆・腰刀の次第、彼是評論仕候て、肝心の御講書聴聞には、都(すべ)て学館御蔵書を便と仕り、家の所持の四書五経さへ持出申さず、御家老などは御講書相始り候前、列席の上にて御儒者より書物差出し、御講書相濟候へば、取りに罷出候類、何角、学館の趣旨相欠候儀多く御座候、ケ様に上より猥(みだり)に相成候ては、下々の手本に相成申さず

番頭など「重格の面々」は折々にしか出席しない、次三男は全く出席しない、たまに來校しても、格式・禄高・家柄にこだわつて、席順や腰刀の置き方を彼是と論じた。家老などは自分では教科書さえ持参しないので、教師の「御儒者」が恭しく差出し、講義が終わると、教師がまた恭しく受取る有様であった。学校内での平等原則は、まさに画に描いた餅になつていたのである。物頭以上は一致結束して「一同申合せ、彼是れ先例・旧格と申し、分(訳)をつけ」て出校を見送り、「物頭逡巡仕候へば、御使番・寄合も彼是と総方を見合せ」<sup>(43)</sup>るようになって、結局のところ、学館にはまた元の通り、平士しか出席しなくなつたのである。

この現状に、学館学頭の津田伝兵衛は、番頭への怒り

をこめて、藩主に上書している。安政元年六月のことである。「近来、学校の御造宮仰付られ候処、番頭の面々操場へはたへて出勤仕らざる義に付、是等の輩、諸士と共に操習仕候様、仰付られたく<sup>(44)</sup>」というように、津田は藩主の強権を発動して、番頭達を学館の武場操習に引きずり出そうとした。津田の禄はわずか二百石であり、藩主の権威を借りなければ、家老・番頭には、どうすることもできなかつたのである。

③登校拒否の理由

なぜ、家老や番頭たちは、学館に出てこないのか。津田はその理由を「僭上」という心理に着目して、詳しく説明している。そのまま引用する。<sup>(45)</sup>

此義（番頭の操場出勤）、甚為し易きに似て、又、頗る為しがたき所これあり候、如何となれば、諸奉行は寄合に倣ひ、寄合は物頭に倣ひ「甚しくは番頭に倣ひ」、物頭は番頭に倣ひ、番頭は御家老に倣ひ、一席づつ僭上仕候事、従来の風習にて、御制度の破候も、御政教も周（あま）ねからざるも、悉皆、僭上の風に職（もと）とし由（よ）ることと愚察仕候難解だが、鋭い分析である。近世武士をはじめ、人には常に「僭上」という運動エネルギーがある。「僭上」

とは何か。とくに武士の世界には、格式があつて序列が厳しい。がんじがらめである。この格式で人生の処遇すべてがきまるから、武士は皆、高い格式に憧れる。だが、格式は世襲の身分であつて簡単には登れない。そこで、今よりも「一格」だけ高い暮しをしたい、周囲からそのように処遇されたい、と思う。これが「僭上」の心理である。「僭上」の心理は、武士に面白い行動をとらせる。近世武士は、日頃から他人から「格下」と思われぬように行動し、常に「一格」ほど上の武士の生活ぶりや振舞いを真似ようとするのである。他人は出来れば「一格」下に扱おうとする。これは、他人へのお辞儀から消費行動まで、生活のすべてに及ぶ。

すると、どのような現象が起きるか。例えば、番頭にしてみれば、平士と同じように、学校に出席するわけにはいかなくなる。まして、平士より下座に座るようなことになれば、体面にかかわる。ここぞとばかりに周囲は馴れ馴れしく軽々しく扱い。次から、番頭家としての権威が失われる。そうなれば、閉鎖された格式の社会では生きていけない。家老や番頭は、学館に出れない十分な事情があるのである。津田は、このあたりの心理をよく理解している。<sup>(46)</sup>

操場に入り、諸士と講習するが如きは手を反すよりも易（やさしか）るべくと存じ奉り候、去ながら、御家老は御家老の常の貴きありて、更（かわ）るがわる政柄をも執り候儀に付、狎（な）れなれしく、諸士の間周旋仕候へば、自（おのず）ら勢も軽く相成り、政権を執るに其害あらんかの嫌念なきにもあらざれば、容易に御請けは致すまじくやと察せられ候

家老が世襲である以上、必ずしも有能な人物がばかりではない。無能な人物も家老になる。だから、家老は諸士とは普段から交際しないことが大切であった。隔絶して権威を保つていけば、無能さが暴露されず、侮られる心配がないからである。まして、学館で席をならべ、諸士達と学才を競うなどは、もつての外であった。長い世襲政治の経験から、家老や重臣達は、そのことをよく認識していた。だから、学館に進んで出席するのは、平士だけであった。平士は学問・武芸に励めば、役職に登用され、稀には物頭格まで昇ることがあったからである。つまり、平士にとっては出世の糸口にもなり、学校への出席は得であった。しかし、生まれながらに、「頭」になる物頭以上は違つた。<sup>(47)</sup>

平士より昇進して物頭に任ずる者、敢えて拒み申す間しく候へども、代々物頭に任ずる者は一格取構ありて、平士の操場に入り共に講習候ことは、文化以來すべてこれ無き事に候

というように、文化年間以来、世襲物頭以上の藩幹部が藩校に入り、平士と共に学ぶことは絶えてなかつたのである。

このように物頭層が登校拒否を続けたのには、理由がある。なぜなら、物頭以上は平士たちと、学館で文武を競うのは危険であった。学校に通うことは、彼らの地位を危うくするからであった。学校で平士の下座に座らせられるのは屈辱的であつたし、なにより、人材登用が進めば、まず存在意義を失うのは、彼らであつた。「御足軽の頭は、唯、少身の内にて御人撰を以て、仰付られ、其訓練・教育等の事、一切御委任」というような改革派の意見が通り、能力主義の人材選抜で指揮官が任命されるようになれば、世襲の「物頭」は無用になる。そこで、物頭達は存在意義をかけて必死に「強訴して、御暇を給はりしことなど申出て、（藩主の）尊意を拒防せん」と<sup>(49)</sup>した。慶徳に集団で迫り、家中を去る、と言って脅した。しかし、本当に退去した者は一人もいない。彼らは城下

で俸禄生活をおくっており、主君から一步でも離れれば、経済基盤を全て失い、浪人になる。そのため、容易に「退去」はできなかつたのである。

しかし、藩主の側にも弱みはある。登校拒否する彼らに対して、どうすることもできないのである。例えば、津田伝兵衛は、次のように怒りを露わにしている。<sup>50</sup>「今、学校に、着座以下御引出し遊ばされ候御趣向に候へども、今日までは出申さず候」というように、家老自体が登校拒否を続け、藩主に抵抗していた。そもそも、藩政を主導し、軍勢を統率する彼らの教育が、最も重要な課題だつたのだが、この意図は完全に失敗した。家老たちは藩主から「御沙汰遊ばされ」れば、「即日より学校へ入り申すべく筈なるに、今以て入り申さず」というのは、けしからぬ、と津田は言う。そして、福田丹波（格式証人上・三五〇〇石）の登校拒否を槍玉にあげている。福田丹波は江戸湾防備の指揮官となり出陣の命を受けた。ところが、福田は「江戸へ出立仕るべく、御諭を受けながら、講武場へ一度も出勤仕らずして出立」し、学館で訓練をうけなかつたのである。「(藩主の) 厳命すら己が心に入らぬ」福田を許しては「其以下の者も、銘々に自己の理屈を立て、御法令をも行なわれず」、しめし

がつかないといつて、津田は憤慨した。しかし、藩主や学館は何の処分も出来なかつたのである。

なぜ、門閥重臣は出席を拒否しても、処分されないのであろうか。それには「藩の意志決定」の仕組みが関係している。鳥取藩では、藩主が単独で重臣を処分できない政治構造になっていた。人事・懲戒の権限は「御槽」とよばれる家老合議が事実上握っており、彼等の同意なしには、重臣の処分などできなかったのである。自ら出席拒否を続ける家老たちが、同じように出席拒否する者たちを処分する筈はなかつた。鳥取藩の安政改革は「学校の改革ならずしては、所詮、一化する事あるべからず」というように、学校政策を中心にして進められた。ところが、家老達は全く協力的ではなかつたのである。「難をおきて、易き方よりなし給ふ方、宜しかるべし」などと言を左右にし、「ややもすれば、執事(家老)ども百年も過」<sup>51</sup>さんばかりに改革を遅滞させたのである。門閥重臣は藩主に面従腹背の姿勢であり、「表向相隨ひ居申候えども、内心には恐れながら尊慮とは齟齬」<sup>52</sup>していた。したがって、「学校などにも、文武場とも、ただ名聞のみにして、実意の修業仕候者少く、殊にもって、上席の者程、猶更、不出精勝にて出精仕候者は稀」<sup>53</sup>とい

うように、家臣の文武修業は形ばかりであり、不熱心であつた。黒田日向（番頭・一一〇〇石）がいうように「御上（藩主）の御実情、下に通じ兼<sup>54</sup>」なる状態であつたのである。そのなかで、藩主の側は登校拒否を続ける門閥重臣を処分できないし、また、門閥重臣の側も、出席強制を要求してくる藩主の新政策を阻止できない状況が生まれていた。鳥取藩では、「藩校への出席強制」と「人材登用」を最初のきっかけにして、新藩主と門閥重臣が「呉越同舟」の睨み合いを続け、次第に対立を深めていくことになつたのである。

### 三 藩校による人材選抜

鳥取藩の学校は年々出席者が減りつづけ、開校六年目の安政六（一八五九）年には、「学校御広めに相成候より、以来、早六年にも及び候へども、人数漸々減じ、一向不出精に御座候<sup>55</sup>」というように、教師自身が学校政策の失敗を認めるに至つた。そこで、藩主慶徳は改革が必要であると感じ、文場学正の堀庄次郎をもつて、学校改革の任にあたらせることにした。万延元（一八六〇）年四月には、堀は学校内の「御小屋」に引越し、学校改革に本格的に着手している<sup>56</sup>。ときあたかも、三月三日の

「桜田門外の変」の直後であつた。これ以後、文久・元治期の鳥取藩史は、堀庄次郎率いる「学館派」を中心に転回することになる。

#### ① 藩校の改革

学校改革にあたって、結局、堀が到達した結論は「出席率を上げるには、人事面で優遇するしかない」というものであつた。学校を役人・指揮官の選抜場とし、優秀者を人事面で優遇することによって、就学への動機づけや誘因を与えるやり方である。鳥取藩士は全員が勉学に不熱心だつたわけではない。既に述べたように、徒士（取次替）の教場は、勉学を求める生徒で溢れ返つていた。もともと、藩が期待していなかつた「微禄小身」の下級武士こそが、文武に精を出す理由は明らかであつた。人事面での優遇を期待していたのである。「取次替」とよばれる徒士層は、藩庁の下役人として、ある程度、能力主義の人材登用がなされていた。彼らは、藩校で勉学に励めば、登用の道が開ける可能性のある人々であつた。正墻薫は、徒士層の修業の熱心さについて、藩主に次のように報告している<sup>57</sup>。

貧窮の者か、或は、微禄小身の者は、却て諸芸を励み、心懸宜しき者もこれ有り申候、ならびに取次替



(徒士層)の面々、元より小身の者に御座候へども、文武とも相励み、学館にも罷出候様相成居候

俸禄の少ない彼らは生活苦にあえいでおり、学問修業どころではなかったはずである。その彼らが、かえって勉強に熱心だったのは、文武に励み、「筆・算」の能力を身に付ければ、何かの役職に就く道がひらけ、役料・加増・立身出世の糸口がつかめるからであった。藩内の改革派が教育重視の政策を打ち出したことは、徒士などの下級武士にとって、まさに千載一遇の好機だったのである。彼らのなかには、「一日に五品六品の稽古場を懸け廻り、帳面(出席簿)に名を記し」て、自分がいかに武芸に励んだかをアピールする「不埒」な者さえ登場した。<sup>(58)</sup> 徒士層は涙ぐましい努力をして藩に認められようとしていたのである。

このような下級武士の動向を堀庄次郎は見逃さなかった。藩士の内発的な学習意欲を高めるには、文武修業に励んだものを藩が積極的に認めて、褒賞をあたえ、破格の登用をはかるのが、最もよい方法である。堀庄次郎は、この確信に達した。学校の出席率を上げるには、「賞罰」という飴と鞭を使い分けるほかないという確信である。学館で文武に励めば、必ず人事で優遇されるという飴を

与え、逆に、出席を怠るものは必ず処罰する鞭を用意するのである。しかし、現実には難しかった。前述のように、登校拒否や登校しても学問に励もうとしない筆頭は、家老たちであった。堀は「法は大臣よりこれを乱る」と表現し、これを激しく非難している。<sup>(59)</sup> 「御家老始め大臣の面々、御講書へも出席仕、又、折々には武場へ罷出候へども、誠に名聞のみにて、とても下々の者を引立候事は決して御座なく候」というのが、家老達の学習態度であった。「今、御家老・番頭・物頭等おのれが格式に目を付け、文武を励まず、上(藩主)の命令にて、よんどころなき時に、折節、出席仕候などの事は以の外なる次第」というように、藩主の命令で仕方がない時、少しだけ出席しては、また登校拒否を繰り返す有様であった。なぜ、こんなことが罷り通るのか。堀によれば、理由は簡単である。「篤と其理を愚考仕候に、賞罰の根いまだ立ざる故」である。登校拒否をくりかえしても、全く処罰されないからである。前述のように、藩の人事や処罰は、家老合議の「御櫓」会議が決める仕組みであった。登校拒否の張本たる彼らが処罰を実行するはずもなく、また、彼等が、学校に熱心な者を人事で優遇するはずもなかった。この状態に風穴を開けなければ、学校の状態

は変わらない、というのが堀の「学政意見」であった。

そこで、堀は次の三点を眼目とする学校改革案を藩主に提出している。<sup>(60)</sup>第一に、学館を寄宿制にすること、第二に、学館を藩庁役人の選抜の場とし藩人事への関与を認めること。第三に、学館にも藩士の懲戒権を認めることであった。まず、寄宿制であるが、藩主が家中を「文武の道へ御はめ込」になるには「寄宿の法より大なるは御座なく候」とした。「学校へ寄宿寮を建て」させ、家中の子弟を本人の希望ばかりでなく、藩主の命令で強制的にも入寮させ、「専ら文武を修業」させる。堀は「上は大夫執政より下は賤しきもの迄、その子弟たるもの」を「同学」させ、学寮に収容して、家老も平士も子弟の寢食をともにさせようというのである。近代の士官学校制度のような構想を、ここに汲みとることができる。

これによつて期待できる効果を、堀は言葉巧みに説く。

- ①家老も賤しき者も寢食をともにするので「尊卑の確執」がなくなり、「互いに心易く和順」するようになる。
- ②家老の子弟が家中の「人物をも才力をも承知」するようになるので、将来に有益である。
- ③終日、学校に居るので「心が外へ散じ申さず」「酒色色欲」に惑わされず「身体丈ぶ」となり、文武に励むようになる。これらの

理由から、「寄宿の法を立るは、其益多き儀にて御座候」というのである。

しかし、家老などの門閥重臣にしてみれば、到底、承服できるものではない。①の「尊卑和順」といえば聞えはよいが、家老と下賤が寢食をともにすれば、身分制は確実に崩れる。家老達にすれば、馴れ馴れしくされるだけである。②も同じである。部下の能力を把握できるといふのは詭弁であり、自分の能力も部下に見透かされてしまう。重臣の権威が失墜するものになりかねない。③は重臣にとつては論外である。華美な特権生活を奪われ、強制的に寮に収容されることに同意できるはずはない。これらのことは、堀も承知していたであろう。堀は「寄宿制」を提案することにより、門閥打破を訴え、藩主にも改革にも抵抗する重臣達に揺さぶりをかけたのである。寄宿制については、正墻薫が水戸藩を例にとり、はやくから導入を建白していた。<sup>(61)</sup>

文武教育の法、諸国とも夫々相定候、なかんずく、水戸弘道館の御学政の通りに、教育の法、御立替遊ばされ相成らずしては、折角の思召にて、学館は成就仕候ても、費用大に懸り候のみにて、教育の義、行届申さず、(中略)惣体諸士、一人扶持づつの扶

持方を学校に出し、三十五歳迄は是非学校に寄宿仕り居、文武の芸を相励、何分、終日学校に相詰め、稽古仕候様相成り候へば、其外の不正の遊芸も相止み申すべく

水戸藩教育の最大の特徴は「教育の徹底した国家統制」である。「弘道館の御定の如く、師範家は一流一家と相成り、学校だけにて、私宅の稽古御停止」というように、藩立学校以外での学習を禁止し、藩が教育を独占するのである。近代国家においては、士官教育は国家が独占する。しばしば、士官は收容型（寄宿制）の官立学校のみで養成されるのである。この上書が書かれたのは、ペリー来航直後の嘉永七年七月であり、この時点で、このような近代軍隊的な発想が鳥取藩内に生まれてきたことは示唆的である。正墻は、藩士全員を三十五歳まで寄宿学校に收容して文武に励ませるのが理想だと建言している。藩士が藩校に出席しないならば、藩権力が藩士の生活時間を徹底して管理し、強制的に教育しようという意見がでてきたのである。

しかし、むしろ堀が注目していたのは、寄宿制よりも、第二の「学館の藩人事への関与」の問題であった。堀は家老達が藩士の人事権と懲戒権を一手に握っており、藩

主でさえも容易に手が出せない現状にいらだっており、この仕組みを変えようとした。学館に人事権や懲戒権をもたせることを考えたのである。これまでの学館は単なる教育施設であった。たとえ藩士が優秀な成績を修めても見返りは無い。藩庁の役人に推薦されるわけでも登用されるわけでもなかった。ところが、堀は学館の権限を大幅に拡大し、藩士を教育するだけでなく、そのなかから有能な人材を選抜して、藩庁役人に推薦・登用する機能を、学館にもたせようとしたのである。

こうなれば、学館はもはや藩士の個人修業の場ではない。役人の選抜の場であり、藩庁人事に強い影響をおよぼす藩官僚の育成・選抜機関ということになる。堀は学館を学校というよりも政府機関の一つにしようとし、藩官僚の推挙権ばかりでなく、藩士の懲戒権までも付与するように要求した。<sup>(62)</sup>

学校は旧禄旧格を論じ候御場所にては御座なく、人才を以て、主と仕候へば、勝れたる才これ有り候へば、如何にも拔擢して、それを御用遊ばされ候は勿論に御座候

というように、学館において人材を拔擢し役所に推挙するのは当然である、と主張したのである。堀は「才と申

候ものは、艱難困苦して骨を折り候所より生ずるもの」であり、家老のような「富貴栄耀の徒には才少なく、貧賤困窮の内より」有能な人材は輩出されると信じていた。

人材は下級武士のなかに潜在していると考える堀は、次のように述べている。<sup>(63)</sup>

その才を御求め遊ばされ候学校にて御座候へば、たとひ賤しき者にても、其器量次第にて拔擢の御制度御座なく候ては、相成り申さざると存じ奉り候

「才を御求め遊ばされ候学校」というように、鳥取藩の学館は、貧しく賤しい武士身分のなかから藩国家に有為な人材すくい上げるための学校であった。藩に人材を得るための学校である以上、これを生かすには「器量次第」の能力主義原理で人材登用する「拔擢の御制度」が絶対に必要だといっているのである。この堀の人材拔擢論は実に過激である。<sup>(64)</sup>

学校の政は貴賤とも一所にて取立、其内、才あるものは、苗字付（＝足軽層）よりも御弓徒に転じ、御弓徒よりも御徒士に転じ、御徒士より士列に転じ、順々立身仕候様の御仕法相成し申すべきと存じ奉り候、左様御座なく候ては、文武に真の骨を折候もの出来申さず候

というように、足軽であっても、順々に取り立て、士列に加える程の大拔擢でなければならず、そうでもしなければ「文武に真の骨を折」る者など出てこない、というのである。

現状では「長く相勤め」さえすれば「何一つ功は立て」なくても「年数」で出世する。しかし、「文武に勝れたり」という理由では出世しないのであり、これでは「誰も文武は半途にて相止め」てしまい、「縁を捜し候て立身出世を望む」ような「早道の方へ」走ってしまった当然である。しかし、家柄を無視して人材を拔擢する「破格の御制度」を速やかに立てれば、人々は「文武に真の眼を入れ」るだろうと、堀はいうのである。<sup>(65)</sup>立身出世の機会平等という飴を用意したうえで、人を学問に駆り立て、国家有為の人材をひたすら育成するという近代日本の「富国強兵」教育の原型が、ここにはみられる。堀は「学校は政府と合体」しているべきだと考えていた。「政府の政、学校の教、一途に帰宿仕るべき」であり、「学校は御政事の根本にて御座候へば、上の御政事と別々に相成るべき道理は御座なく候」という思想であった。<sup>(66)</sup>堀庄次郎は「学館」を藩国家と一体になった官僚の育成・選抜機関にしようとしていた。官僚学校・士官学

校をつくり、そこから下級武士を選抜して登用し、彼らをもつて改革を断行しようとしていた。安政末年から文久初年の鳥取藩は、学館の機能を梃子にして、門閥批判の動きが活発化する段階にあつたのである。

② 役人撰挙制の導入

藩主慶徳は、堀の学校改革案に同意した。慶徳は「学校ハ名教の根源、撰挙の基本」であるといい、学校を中心にした人材登用を実施したい旨を表明したのである。

實際のところ、慶徳は人事が家老達に左右され、人材登用が進まない現状に苛立っていた。万延元年三月十一日、慶徳は学校奉行に「追々、撰挙御試用の思召」を伝え、国政にたずさわる役人の採用には、将来、学館から候補者を推薦させる方針を明らかにした。<sup>(67)</sup> 家老達が握っている人事体制に風穴を開けようとしたのである。勿論、この新方針に、家老たちはなかなか応じようとしなかつた。しかし、約一年後の文久元年四月三日、学校推薦で藩役人を選抜する制度が発足している。<sup>(68)</sup>

此以後、御家中の面々、新規御役儀仰付られ候節は、学校において御人撰致し候様、仰付られ候付、左様相心得、右学校にて相撰候名前、同所（Ⅱ学校）懸りの中老より、其方共え相廻すべきに付、存寄の儀

もこれ有り候えば、御家老御中老迄、其旨申聞かすべく候

これからのち、新規の役人任命はすべて「学校」の推薦によるという内容である。要するに、学正・学校奉行の堀庄次郎らがあらかじめ候補者を推薦し、家老や目付はその人物の中から役人を選んで任命する仕組みである。欠員一名が生じれば「両三人」を、四五名の欠員が生じれば「拾人位程」の候補者を学校が推薦する制度であつた。学校奉行が「名前・年令・何れの支配、並、禄の多少等」を書き出して、家老達が主宰する「御櫓」合議に役人候補を推荐するのである。依然として、門閥家老が人事権の大部分を握っているには変わりはないが、学問・能力が人事に反映されるようになったのは、たしかである。また、この推荐が、家柄よりも能力資質を重視する制度であつたことも注目される。推荐にあつた「<sup>(69)</sup> 挙目」は次のような内容であつた。

文官の方——才能有之者・行義宜者・心正敷者・

文芸長じ候者

武官の方——筋骨健強の者・猛勇の者・言行相揃

候者・武芸達者者

このような個人的な能力資質主義の原則でもつて、藩

立学校が藩庁役人の候補を推薦するシステムがつくられた。かつて、藩主の側近（小納戸・近習・小姓）には

庁人事を決めていく様子がうかがえる。<sup>(71)</sup>

「土格」の古い家柄しか任命されなかった。しかし、この推挙の法では「文武拔群」で「才能」が衆に勝れた者なら「出格の撰」があつてよい、としていた。ただ、

「父祖の勤功これ有る面々」は「挙目」に「満たず候共、

候伺も御座候て、何れも恐れ入り奉り候

相応の御役儀」に選ばれる特権は残され、「無足以下」

このころになると、慶徳の側近が「中老」として、家

は「寄合以上」の上層家臣の役職には推薦されないなど、

老合議に加わるようになっていたため、さすがに家老達

家柄は否定はなされなかつた。とはいえ、この推挙の法

も「内意伺」という形でもって、慶徳の意向を人事に反

映させざるえなくなつていた。例えば、山崎左馬允の人

事については、次のような交渉がなされている。<sup>(72)</sup>

められた。藩士は学校に全く出席しなければ、藩庁人事

吉村牧之丞・山崎左馬允、右の内、山崎は旧冬御家

から確実に排除されることになった。それとは逆に「学

老共より「家柄の事故、上寄合に」と申上候えども、

校に精々罷出、文武心懸よろしき面々」は役人候補に

「いまだ年若、夫に隠居同様の所に御入遊ばされ候

「格別に相撰」ばれるのであり、学校に出席すれば、人

も如何」と、遊隊物頭に仰付られ、其後、「引続学

事面で優遇される制度がととのえられたのである。<sup>(73)</sup>

館えも出精仕候に付、最早、表用人にても然るべき

その結果、文久年間には、学館での「文武出精」が藩

か」と（慶徳の）思召にて、吉村は控の思召

庁人事に反映されるようになっていた。国元と江戸の

表御用人の欠員一名に対し、吉村牧之丞（物頭・三〇

「中老」が藩庁人事についてやりとりした文久元（一八

〇石）・山崎左馬允（寄合組・八〇〇石）の兩人が候補

六一）年八月五日付の書状が残っている。藩主と家老が

者に挙げられている。おそらく、学館からの推薦者であ

幾度かの折衝を重ねて、「御人撰」の候補者を絞り、藩

ろう。旧冬、家老達は「家柄」が良いことを理由に、山

崎を「上寄合」という名誉閑職につけようとしたが、慶徳はそれを押しとどめ、「遊隊物頭」にした。そして今回、慶徳は「学館えも出精」したという理由で、山崎を表用人に抜擢しようとしている。事実、山崎は二年後に表用人になった。ただ、このときは「米子御城番」に異動している。吉村も三年後に表用人に就任している。抜擢の理由が、家老は「家柄」、藩主は「学館」という点は重要である。文久期には、「家柄」だけでなく、「藩校での学習努力」が藩庁人事に加味されるようになっていた。

このようにして、とりあえず、堀の目論見は成功した。しかし、それも長くは続かなかつた。三年後の元治元(一八六四)年九月五日、堀庄次郎が同じ鳥取藩士の兇刃にたおれたのである。「禁門の変」の直後のことである。この堀の死を皮切りにして、藩全体が佐幕に傾き、家老の門閥政治が復活した。長州に荷担する学館の急進改革派は、その勢力を大きく後退させたのである。彼らが再び息を吹き返すのは、幕長戦での長州優勢が決定的になった慶應二(一八六六)年以後のことである。

文久期においても、鳥取藩内では、堀庄次郎のような急進改革派は少数派であった。水戸家出身の新藩主が、

池田家の旧法や譜代の重役を露骨に変更しはじめられて、藩士一般は「慶徳」離れをおこしはじめた。二宮元勳(儒者・側役・二八俵五人扶持)のように「御前(慶徳)は江戸生まれにて、御国の者ども恐れながら御馴染みなく(中略)御先代様におとらせられ候やに存じ」ていると、諫言するものもでてきた。「御家の御旧法・御先例等とくと御調べ遊ばされ、重役の者共へ御相談」<sup>(73)</sup>することを求める声も高まってきたのである。人材登用についても保守的意見が根強かった。国産方の能吏である中野良助(物頭・二八〇石)でさえも「大寄合・番頭等、人物格別優劣もこれなき趣」<sup>(74)</sup>であるから、「矢張また其内の席合・家柄をもつて」<sup>(74)</sup>任命しても仕方がない、といっている。

能力主義の人材登用も、いざ実施してみると、不評を買いはじめた。「人才を挙げたまふときは、人の志すところを察し」て登用すべきであり、「秀才たりとも、兎角、勢利に走り、忠実ならず、ひそかに徒党を結ぶ」<sup>(75)</sup>者がいるというのである。言うまでもなく、藩校に集まる堀庄次郎ら急進派への批判である。これには慶徳も同感であつたらしく、「同意」と書いた付箋をその箇所<sup>(75)</sup>に貼っている。一般的にいつて、藩士達の多くは、家老の

「驕り」には不満をもっていたし、言路洞開や人材登用の政策にも賛成していた。

しかし、世襲門閥の既得権を全廃し、藩の政治構造・社会構造を骨格から変えるような改革には、むしろ拒否反応を示していた。それよりも、学校への出席を強制してくる新勢力の動きを厳しい目でみていたのである。やはり、藩士たちには、伝統的な秩序観念が根強くなっていた。「大臣（家老）を御侮りに遊ばされ候よう相成り候時は、自然、下より大臣を軽んじ候よう相成り候、大臣を軽んじ候は、すなわち御上（藩主）を軽んじ候道理に相成り候」というように、御上・大臣・下（藩士一般）の序列秩序は生きていたのであり、藩主一人を至尊に掲げ、家老も平士も臣下として平等一列に置くような思想は共有されていなかった。岡田庄司（祐筆・三〇俵四人扶持）が「御職・家格順々、直権の法式厚く相成候えば、下々御役威を重じ、御制令も動き申さざる様相成申すべく」というように、藩士のなかには、依然として、職と家格の順序を重んじた権威主義的支配を望む者も少なくなかったのである。

前にふれた溪百介のように、国内随一の行政能力ならば「土民」でも半年で家老にしてよい、と思っている者

は稀な人物であった。ましてや堀庄次郎の如く、家老も平士も一律に寄宿制学校に収容し、能力主義の平等を叩き込むべき、とか、役人は記名投票で互選にするべき、などと言いつ出す者は極めて特殊な存在といえた。彼ら改革派の政治基盤は脆弱であり、頼みの綱は藩主慶徳の支持であった。ゆえに、文久・元治年間の熱病のような尊攘激派の時代が過ぎ去ると、たちまちにして崩れた。結局、鳥取藩は藩内部から湧きおこる内在的な動きのみでは、「近代的」な人材登用制度を確立できなかったのである。

### ③門地格祿の廃絶へ

しかし、幕末政局の動きは速い。鳥取藩は、藩外で起る政治環境の変化をうけて、再び、自己変革の過程に突入していく。まず、慶応二（一八六六）年、第二次長州戦争。鳥取藩は大村益次郎に率いられた長州軍と石州口で交戦し、装条銃を備えた「西洋銃隊」には、到底、勝ち目がないことを思い知らされた。直ちに、装条銃の購入と藩軍の銃隊化が検討された。そして、西洋式軍隊について、豊富な知識をもつ中・下級武士を「銃隊司令」に登用する人事が不可欠になった。そして、慶応三（一八六八）年十二月には王政復古となり、明けて慶応



四年正月、「鳥羽・伏見の戦い」が勃発し、鳥取藩は「薩長土因」として新政府軍の一角を構成した。戊辰戦争のなかでは、洋式兵学に通暁した実力派の中下級藩士が「司令官」「隊長」に続々と登用され、戦時下で門閥世襲制がなし崩しになっていった。そして、明治元年四月十二日には、新政府から更に決定的な命令が下る<sup>(78)</sup>。

抑、各藩朝旨ヲ奉体認、一新之基本ヲ建ルハ、第一旧習因循ヲ看破シ、賢才ヲ挙、国政ヲ革ルニ有之候処、諸藩多クハ任撰ヲ主トセズ、専ラ門閥ヲ以、政柄ヲ為執候ヨリ、随て旧習難改、姦吏難除之患可有之哉、今般、於朝廷も、撰門流ヲ被廢候程之事ニ候得は、諸藩ニ於て、世禄家格ヲ以、政事ヲ專ニシ、方今之事体ニ不都合有之、或は庸劣其任ニ不堪向等は速ニ廢黜致、非常拔擢ヲ以、賢才ヲ登庸シ、国政十分ニ改正致シ候て、皇国一体、復古之御趣旨貫徹致シ候様、御沙汰候事

「世禄家格」をもってする門閥世襲政治を廃止し、「賢才」を抜擢登用して藩政を行なえという朝命である。しかも、これには但し書きがあり、諸国巡察使という者が各藩を巡回して「改正之政績」を確かめ、場合によって「御取札（おとりただし）」もある、という厳しい命

令であった。このとき、藩主慶徳の立場は微妙であった。「朝敵」徳川慶喜の実兄であったからである。永年対立してきた門閥家老らが、ここぞとばかりに策動し、朝廷から慶徳の「隠居」命令が引き出され、一時は、藩主の座を追われた。それを辛うじて巻き返し、再度、藩権力を握ろうとしている矢先であった。そのような慶徳にとって「門閥世襲を廃絶せよ」という朝廷の命令は、まさに渡りに船であった。これを楯にとって、門閥家老を追い詰められるからである。当時、京都にあって新政府の動きを慶徳に報じていたのは、山田宗平（京都留守居・二〇〇石）であった。早速、次のように建言している<sup>(79)</sup>。

第一、去奸挙良、広く人材登用との朝命に御基き、因伯御両国、門地格録（ママ）をたのみ撰ばせられず、広く人物御撰挙遊ばされ候えば、勤王の御実跡相顕申すべきと存じ奉り候

「門地格録」に関係なく、誰でも家老に選任し、大胆な刷新人事を行なえば、新政府への忠誠を示すことができる。危うい立場の慶徳にとって、新政府の命令は絶対であった。しかも、鳥取藩内の様子は、数年前とは全く異なり、もはや門閥家格の全廃すら検討される状況に

なっていた。戊辰戦争からの凱旋が相次ぐなかで、実力主義の風潮が鳥取藩全体を蔽いはじめていたのである。

事実、このとき、慶徳らは「門閥家格残らず廃絶」を一時検討したようである。羽原伝蔵(側用人・三〇〇石)が京都から鳥取の慶徳に宛てて書いた書状が残されている。<sup>(80)</sup>

御軍制の事も、断然、御改正遊ばされ、并、門地家格の事は、先、銘目は只今の通に遊ばされ置き、旧弊だけ御改遊ばされ、人才の者は、小臣にても隊長仰付られ、大臣にても人物に寄、組子に仰付られ、自然、高禄・役格、名にて上に立候事、相成らざる様の処に御決定遊ばされ候方、御宜御沙汰の趣、奉戴仕候(中略)近衛殿第一御家格にて、岩倉殿の下に御定成され候え共、総裁・議定の御役権は格別の事に御座候、天朝にても門地家格断然廃絶と申、御趣意、只、御役の上に御座候、尤、御国御家老にても嫡子・庶子は兵隊打交、番頭以下は夫に順候位の処は当然の様に存じ奉り候(中略)自然、其権威自ら減少仕候処に、先、遊ばされ置、追々、人才を以、其弊御改遊ばされ候方、御宜と存じ奉り候

羽原は同じ趣旨の書状をもう一通書いている。閏四月二

十一日の日付である。<sup>(80)</sup>

門閥家格、右は残らず廃絶と申処、とても行なわれ申すまじく、眼目、人才は御家老にも相成、下輩にても隊長と相成、又、高禄家格にても無才者は組士と相成候、自然、高禄家格にて権を取候事相成らざる様、御仕向置に相成候はば、自から廃絶の姿に御座候、天朝及諸藩、大概、其辺の取構と存候、御家老の嫡子にても平士同様と参らずば、寄合位に下り、文武打込修業仕候事は、断然、御改正相成度、先、薩長此振合に承り候、朝廷にて、陽明殿第一御高禄右大臣にて議定、岩倉殿右兵衛尉にて総裁、と申様にて、自から廃絶の姿に御座候間、御国も先是に順候などの処にて然るべく愚考仕候

慶徳たちは「家老」「物頭」といった家格名称の全廃を検討していたが、結局、それは断念した。抵抗を避けるため、家格の名称だけは残し、「門閥家格」制度を骨抜きにする方法をとったのである。骨抜きにするとは、どういうことか。「高禄家格」の者でも才能のない者は平士扱いとし、逆に、才能のある者は「小臣」でも「隊長」にするのである。そうすれば、門閥家格は「自(おのず)から廃絶の姿に」なる。つまり、指揮官の地位を、

家老・物頭・何千石取といった「格・禄の付属物」にするのはやめ、個人の「才」によって再配分する。それによって、近世武家社会の門閥制度を、事実上、廃絶の方向にもつていく、というのである。羽原の書状をみると、朝廷で岩倉具視が「右兵衛尉」の官位で「総裁」となり、「第一御高禄右大臣」の近衛忠房（議定）より上の役職に就いていることや、「薩長」の門閥廃絶の様子が引き合いに出されている。鳥取藩における門閥制度の廃止は、中央権力の動向に規定され、朝廷や薩長を強く意識しながら、進められたことがわかる。やがて鳥取藩士のあいだに「御国御家老にても嫡子・庶子は兵隊打交、番頭以下は夫に順候位の処は当然」という意識がひろがっていった。家老の嫡子も番頭も兵隊にまじって歩き、鉄砲を担ぐのである。以前には考えられないことであった。このように「門閥家格の廃止」が取り沙汰されるようになる、あれほど閑散としていた藩校は一変した。俄かに出席を求める藩士達の姿で溢れ返ったのである。今回は、徒士の「小」教場だけでなく、士分以上の「大」教場も活況であった。藩主慶徳は、はじめて満足を覚えたようであり、明治元年十二月二十七日付の次のような記録がある。<sup>(82)</sup>

学校大小文武場共、当春以来、追々盛ニ相成、近来ニ至リ候テハ、別テ諸生日々多人数出席修業致シ候趣、全、夫々御役人之世話行届候故ノ儀ハ、御満足思召候、猶又、永世不朽教育ノ道、相開ケ候様、尽力可有之旨、被仰出候

鳥取藩の学校が盛況となり、藩士が「日々多人数出席」することなど、これまで一度もなかった。しかし、時代は確実に変わったのである。明治新政府が「門閥家格の廃絶」を命じ、鳥取藩でも個人の才能による「破格の御拔擢」が検討されるようになると、藩士達は、おしなべて藩校に殺到しはじめたのである。近世武家社会の門閥世襲制が消滅するのは、もはや時間の問題であった。このうち、日本には明治近代国家が誕生して、次第に、官僚や軍人は主に官立学校で育成され選抜されるようになる。学校成績を物差しにした能力主義によって、立身出世を約束する社会の到来であった。鳥取藩についてみた場合、そのための「地ならし」は、この明治初年の段階でほぼ終了していた。

おわりに

池田慶徳の「学校政策」を中心にして、ペリー来航前

から戊辰戦争後まで、鳥取藩の政治過程をみてきた。この流れは、近世武家社会の門閥世襲制が崩れ、近代官僚制が芽生えてくる過程としてとらえることができる。鳥取藩でみられたのは「門閥世襲から人才挙用へ」という激しい思想的転回であった。もっと具体的にいえば、専ら世襲原理によって権力を配分するシステムから、学校を開いて人材を選び軍人や官僚に登用する近代システムへの動きがみられたのである。

たしかに、停滞的な前近代社会のなかでは、「世襲制」にも利点があった。役職の配分をめぐる余計な競争や無駄な闘争がさけられるし、既存の制度を安定的に維持するのには便利であった。世襲カリスマによる権威主義的な支配は「安定性」という面では優れていたのである。しかし、門閥世襲の軍隊などは、所詮、平和な時代の産物である。①現実に戦争がなく、指揮官（大将・頭）に実質的な能力が求められない、②軍事技術の体系が停滞的で変化せず、新しい軍事知識よりも、古い伝統のほうがいい価値をもっている、という二つの条件を満たす特殊な社会においてのみ、通用する制度であった。西洋軍事力の脅威が身近に迫って、現実に戦争が想定されるようになり、新しい軍事技術が押し寄せてくると、この二

つの存立条件は完全に失われる。「門閥世襲」にかわって「人才挙用」という思想が、必然的に、登場してくるのである。鳥取藩でも、ペリーが来航し、実際に藩軍を動かしたことが変化の引き金になっている。軍事における「門閥の無能」が明白になり、「言路洞開」によって、それへの不満が一挙に噴出してきた。また、藩財政は破綻をきたしており、勘定方や国産方に有能な官吏に登用することが至上命題になっていた。

このなかで、旧来の「門閥世襲」への懐疑がふくらみ、さまざまな役職任命の方法が模索された。この過程のなかで、あるときは互選制に基づき、「入札」で藩の役職を決めることさえも提言されたのである。しかし、結局、権力役職の配分方法として選びとられたのは、能力主義原理による「人才挙用」であった。しかも、注目すべきことに、能力主義的な人材登用の具体的手段として、「学校」というものが浮上してくる。国家にとっては富国強兵の、個人にとっては立身出世の、「手段としての学校」が登場する。鳥取藩においても、藩校での出席努力や成績評価でもって、藩の役人・指揮官を選任する制度が出現する。しかも、この傾向は鳥取藩に限られたことではない。程度の差こそあれ、諸藩の人事制度は、近

代国家のそれに近づいており、それは次のような段階で進行するものであった。

段階① 文武興隆のため学校が設立される

(藩校設立)

段階② 学校への出席が義務化・強制される

(出席強制)

段階③ 学校での修業が人事に反映される

(人才選抜)

鳥取藩の場合、この「段階③」まで進んだところで激しい抵抗に遭い、改革そのものが挫折した。しかし、正・堀ら改革派の計画書によれば、この次の段階として、

段階④ 寄宿制の閉鎖環境で士官教育がなされる

(全寮制士官学校)

が計画されており、水戸藩や長州藩でみられた寄宿(入込)制の政治・軍事学校が目標にされていたことが知られるのである。全国諸藩を概観してみても、ほぼ、この段階に沿った発展が指摘できる。ただ、藩によって到達段階に差があった。いち早く「段階④」の全寮制士官学校を開設したのは、長州藩であった。ほとんどの藩は「段階①」の藩校設立から「段階②」の出席強制にとどまっていたといつてよい。鳥取藩池田家と関係の深い岡

山藩池田家は藩校を設立した「段階①」でとまっていたし、越前藩などは「段階②」の出席強制を試みたが途中で挫折している<sup>(83)</sup>。しかし、幾つかの藩は「段階③」に進み、「段階④」にも近づきつつあった。

そもそも、藩校への出席を義務化し、成績を人事に反映させ、家臣に寄宿を命じるような政策は、上杉鷹山期の米沢藩<sup>(84)</sup>に、その源流をみることができるといえる。その後、諸藩でも「幕藩制の危機」が深まり、「富国」「強兵」が眉の急になるなかで、この種の学校政策は全国に普及していった<sup>(85)</sup>。例えば、佐賀藩は出席強制を実施しただけでなく、「家業相済まざるの人は、何事に依らず、役方仰せ付けざる儀に候<sup>(86)</sup>」と定めて、学校成績を藩人事に反映させており、寄宿寮に約二百人の藩士を入れていた。また、水戸藩では、出席強制や人材選抜は勿論のこと、三〇〇石以上で一八〜二四歳までの藩士は、一〇名ずつ交替で藩校に半年のあいだ寄宿させていたのである<sup>(87)</sup>。長州藩の山口明倫館「兵学寮」などは更にすすんでいた。大村益次郎らがオランダ王命兵学校の「規則書<sup>(88)</sup>」を翻訳して、そのまま校則に採用した全寮制士官学校であり、明治新政府の「兵学寮」や「教導団」につながっていくものであった。合図で一斉に起床・訓練・食事する近代国

家の軍事教育がすでに姿をあらわしていた。このように、諸藩の教育制度は、西洋絶対主義国家で成立していた「士官学校」の方向に確実に向かいつつあったのである。

しかし、江戸時代の諸藩教育の先進性を評価してみても、あまり意味はない。むしろ、重要なのは、これらの「学校の近代化」「人事の近代化」が諸藩で検討されながら、常に激しい抵抗にあい、結局のところ、明治新政府の樹立を待たねば、完成をみる事がなかった点である。本稿が明らかにしたように、江戸時代の武士階級は、上層と下層とで、学校教育への対応がまったく違っていた。藩が強制してくる学校教育に対して、上級武士はまったく不熱心であり、反対に、下級武士のなかには、熱心なものがかかり含まれていた。大まかにいえば、下級の武士ほど藩教育に従順であり、上級の武士ほど拒否反応を示したのである。

鳥取藩の場合、A家老・物頭、B平士、C徒士以下の三つの藩士層によって、藩校教育への対応がわかれていた。鳥取藩にも、家老・番頭・物頭・平士・徒士・足軽という序列がある。このうち、A家老・物頭は、平士・徒士以下を率いる「指揮官」であり、BやCとは明確に異なる立場にあった。藩主が出席強制を唱えたとき、ま

ず猛反発し、無視を続けたのは、彼らであった。特に筆頭家老の荒尾但馬（着座・一五〇〇石）などは、先君の遺法を楯にとつて、身分序列をないがしろにする慶徳の改革路線に激しく抵抗した。「下席の者は上席に対し尊敬致し、兎角、其格々の御旧法に違わざる様、専要に存じ奉り候、御遺状へも、たとえ誤り来る事これありといえども、五十年來誤り来るにおいては、軽々しく相改むべからずとこれあり候<sup>89</sup>」<sup>89</sup>と言いつつしたのである。古い家柄の家老達にしても、これまでの仕組みが「誤り」であり、もはや通用しなくなっていることに、頭では気付いていた。しかし、彼らは門閥であり、旧格旧法で地位を保っていたから、身分序列を変更したり、藩校で集団教育を受けたりする新政策は、情において到底うけ入れられるものではなかった。「たとえ誤りでも五十年誤り続けてきたものは軽々しく改めてはならない」と言いつて居直り、ふてぶてしく改革に抵抗するほかなかつたのである。

実は、このことは、なぜ日本では下級武士が「将校」の地位に進出しやすかつたのか、という本稿冒頭に掲げた課題と無関係ではない。上級武士の家老などは、なぜ近代軍隊の将校団に入りにくかつたのか。一つには、近

代軍事教育の受容性ということが関係している。家老・番頭・物頭などは上級武士であり、平士・徒士以下のうゑに屹立して、これらを指揮してきた「大将」である。鳥取藩の事例からわかるように、近代的な「軍事学校」に入つて、下級武士と一緒に教育訓練うけ、能力主義の競争を勝ち抜くことなどは、到底、受け容れ難いことであつた。明治初年に成立する日本の近代軍隊は、西洋軍事技術の速やかな摂取を至上命題としていた。したがつて、そこでは古い伝統や門地格式は障害そのものであつた。新しい西洋知識をすばやく機械的に取り入れるため、国家の軍事教育に従順であることが、何よりも求められた。そのような組織に、上級武士は全く適していないのであり、適しているのは、下級武士のなかに含まれる「人才」であつた。上級武士、つまり、A家老・物頭層は、体面にこだわつて、藩校教育すら拒絶する傾向にあり、彼らに新しい外来の軍事知識を注入するのは、至難の技であつた。一方、C徒士以下の者やB平士の一部、とくに藩医などは、この逆であり、国家の教育機会を利用して、いわゆる「立身出世」をめざす者を多く輩出した。明治元(一八六八)年、新政府の大村益次郎が大坂に兵学寮を開くことをきめ、「人材これなくては、幾千

人の嚮同指揮届きがたし。よつて、人才を取立候には、学校を開き、兵術・学業其根本より学得させ候事肝要也<sup>(90)</sup>といつたとき、真つ先にこれに応じたのは下級武士の子弟たちであつた。こののち、日本の近代軍隊の基礎は、彼らの手によつて開かれていく。明治十(一八七七)年には、西南の役がおきる。旧編『鳥取市史』には、陸軍士官・教導団生徒として、この戦役で戦死を遂げた下級武士出身の「人才」の名が延々と続く<sup>(91)</sup>。輝かしい立身出世の陰には、ときに命の代償が伴つていたことはいうまでもない。

註

- (1) 三宅紹宣編『幕末維新論集』④ 幕末の変動と諸藩 吉川弘文館、二〇〇一年が、諸藩の軍制改革の代表的論文と文献目録を収録する。幕府については、三谷博『明治維新とナショナリズム―幕末の外交と政治変動』山川出版社、一九九七年が優れた指摘をする。
- (2) 欧州の軍事革命については、大久保桂子「ヨーロッパ『軍事革命』論の射程」(『思想』八八一号、一九九七年、および、谷口眞子「軍事史に学ぶ」(『歴史評論』五九三号、一九九九年)を参照。
- (3) 熊沢徹「慶応軍役令と歩卒挑発 ―幕府組合銃隊一件―」(『歴史評論』五九三号、一九九九年)
- (4) 園田英弘『西洋化の構造 黒船・武士・国家』思文閣

出版、一九九三年、一五〇頁が「親衛常備軍の兵卒は、すでに大量に存在していた兵卒に、新しい武器の訓練を施しさえすれば、比較的容易に編成することができた。」と指摘する。

(5) 広田照幸『陸軍将校の教育社会史 立身出世と天皇制』世織書房、一九九七年は「貴族的伝統の強かったイギリスやドイツの軍隊とは異なり、日本では社会の最上層の成員にとって将校の進路の社会的な威信や魅力が急速に失われていった」とする。

(6) 現在、鳥取県立博物館に「鳥取藩政資料」として所蔵されている。以下、「藩政資」と略記する。また、本稿記載の鳥取藩士の役職・俸禄は鳥取藩政資料の「家譜」で調査した。幕末期鳥取藩の最近の研究としては、坂本敬司「鳥取藩士の池田慶徳評」(『郷土と博物館(鳥取県立博物館紀要)』四〇—一、一九九四年、七—一二頁)、および、笹部昌利「攘夷と自己正当化——文久期鳥取藩の政治運動を素材に——」(『歴史評論』五八九号、一九九九年)などがある。

(7) 鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御伝記 一』鳥取県立博物館、一九八七年、四四〇頁。以下、「慶徳伝」と略記。

(8) 『慶徳伝 一』四四二頁。

(9) 『慶徳伝 一』四六〇頁。

(10)(15)(17)(48) 「安達志津馬上書(七議)」安政三年五月、藩政資一三〇〇四。

(11) 「吉田隼馬上書」五月二十八日、藩政資一三〇四四—三。

(12)(13) 「某上書(津田伝兵衛「陣愚表」)」藩政資一三〇四五—一。

(14) 「堀庄次郎上書(猷芹鄙策)」(嘉永七年七月二十六日)、藩政資一三〇〇二。

(16) 菊池謙二郎編『新定 東湖全集』国書刊行会、一九四〇年所収。

(18) 「土肥実要上書」藩政資一三〇〇〇—一。

(19) 「溪秀上書(愚考)」文久二年九月、藩政資一三〇二九—二。

(20)(21)(22) 「溪秀上書(封事)」安政二年二月二十四日、藩政資一三〇二八。

(23)(24)(25)(42) 「堀庄次郎上書(猷芹鄙策)」(安政元年七月二十六日)、藩政資一三〇〇二。

(26) 「白井重之進上書」藩政資一三〇三七—三。

(27)(28)(41)(57)(58)(61) 「正墻薰上書」嘉永七年七月、藩政資一二九九九—二。

(29) 文部省編『日本教育史資料 二』臨川書店、一九七〇年、四二三頁。以下、「日教資」と略記。

(30)(31)(35) 「荒賀俊上書(主客談)」嘉永七年七月、藩政資一三〇二—一。

(32) 「西原小三郎上書」嘉永七年閏七月、藩政資一三〇二—一。

(33)(34) 「津田伝兵衛上書(武場鄙策)」(安政元年秋頃)、藩政資一三〇一五—一。

(36) 『慶徳伝 別』一二頁。嘉永四年四月一日条。

(37)(39) 『日教資 二』四二四頁。



- (38) 『日教資 二』四二七頁。  
 (40) 『慶徳伝 一』四二五頁。  
 (43) (44) (45) (46) (47) 「津田伝兵衛上書〔学校秘鄙策〕」  
 安政元年六月、藩政資一三〇一五一四。  
 (49) (50) (51) (52) (53) 「津田伝兵衛上書〔陣至愚表〕」  
 (安政元年八月)、藩政資一三〇一六一三。  
 (54) 「黒田日向書」(文久二年五月)、藩政資一三〇一二  
 一三。  
 (55) (59) (60) (62) (63) (64) (65) (66) 「堀熙明上書〔学政意  
 見〕」(安政六年頃)、藩政資一二九九七一。  
 (56) 「堀敦斎日記」鳥取県立博物館所蔵。  
 (67) 鳥取県編『鳥取藩史』第三卷、鳥取県立図書館、一九  
 六九年、三八六頁。以下『鳥藩史』と略記。  
 (68) (69) (70) 『鳥藩史』第三卷、三八七頁。  
 (71) (72) 「田村図書・津田上総・白井重之進上書」(文久元  
 年八月五日)、藩政資一三〇一〇一一。  
 (73) 「二宮元勳上書〔海防封事〕」藩政資一三〇二四。  
 (74) (75) (76) 「中野信上書〔負喧録〕」藩政資一三〇〇三  
 一一。  
 (77) 「岡田庄司上書」藩政資一三〇二二二五。  
 (78) 『慶徳伝 四』五五二頁。  
 (79) 「山田宗平上書」藩政資一三〇〇九一一。  
 (80) 「某(羽原伝蔵)一正上書」藩政資一三〇一三三三。  
 (81) 「某(羽原伝蔵)一正上書」閏五月藩政資一三〇一三  
 一四。  
 (82) 『日教資 二』四三二頁。

- (83) 高木不二「越前藩安政改革について——学校政策を中  
 心に——」(『史学』五二二三、一九八一年)。  
 (84) 『日教資 一』七二九〜八二六頁。  
 (85) 海原徹『近世の学校と教育』思文閣出版、一九八八年  
 は「サムライ学校の就学強制」に論及し「近世の藩校に  
 おける出席強制の制度化は、時期的にはかなり遅く、大  
 多数は天保年間(一八三〇—四三)以降に具体化した。」  
 とする。  
 (86) 『日教資 三』一一三三頁。  
 (87) 『日教資 一』三五一頁。弘道館教育の実態について  
 は、鈴木暎一「水戸藩学問・教育史の研究」吉川弘文館、  
 一九八七年を参照。  
 (88) 山口県立文書館所蔵「規則書」毛利家文庫、文武一五  
 三。  
 (89) 「荒尾但馬上書」藩政資一三〇二二二一。  
 (90) 大村益次郎先生伝記刊行会『大村益次郎』肇書房、一  
 九四四年、七六七頁。  
 (91) 八村信三編『鳥取市史』鳥取市役所、一九四三年、一  
 二五六〜六六頁。西南戦争戦死者は、ほとんどが士族で  
 あった(士族八九・卒一・平民一一・族籍未詳一二の合  
 計一一三名)。鳥取藩政資料の「家譜」で、戦死した士族  
 軍人の出身階層をたどると、その多くが下級武士である。  
 本稿作成にあたり、鳥取藩について坂本敬司先生より多大な  
 御教示を得た。また、玉斧を乞うた田代和生先生に謝意を表  
 する。尚、本研究は科学研究費補助金(特別研究員奨励費)  
 および鈴溪学術財団から研究助成をうけた。